

提言実現の方向性	仕組みづくりのポイント	これまでの方向性・課題等	実績・成果(令和4年度を中心に)
1. 今後の障がい児保育の理念(育ちあう)保育の創造	①共生社会につながる「インクルーシブ(育ちあう)保育」の理念を掲げる	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な提言書の周知等と併せて、研修場面での提言書の活用等理念が形骸化しないための取り組みが必要 引き続き、園内全体でインクルーシブ保育の理念を共有し保育実践に活かす 	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ保育や園の対応力向上についての研修動画を配信し、理念を広く浸透させている(保育・こども園課) コーディネーターが主となり、「インクルーシブ(育ちあう)保育」の創造に関する提言要旨を職員間で読み合い、周知、共有を行った(市立認定こども園) 障がい児理解を深めることを目的とした研修等での学びをクラス運営に繋げた(私立幼保連携型認定こども園等・私立幼稚園型認定こども園)
	②インクルーシブ(育ちあう)保育の実践を生みだし、検証を重ねて方法論を創り上げることをめざす	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ保育実践を市全体に広げていく取り組みが必要 児童の支援方法について職員間で共有する時間の確保が課題 「特別支援教育・保育ゼミ」でインクルーシブ保育について学んだことを、各施設での質の向上に反映させていく 	<ul style="list-style-type: none"> 支援児担当者会議にて対象児童への支援方法を検討しスモールステップを用いた支援方法を実践した(市立認定こども園) 担任と支援担当の職員が共通理解のうえ支援が行えるように話し合いの時間確保に努めた(私立幼保連携型認定こども園等) 市立認定こども園、医療型児童発達支援センターの職員を対象として、「特別支援教育・保育ゼミ」を実施し、全体会でのグループワークや他園への巡回指導への参加、施設見学などを通して、一人ひとりに応じた援助や支援を行うための知識を深め、教育・保育実践を学び合った(教育センター) 一人ひとりの児童の特性に応じた保育室の環境整備や視覚支援等を行った(私立幼保連携型認定こども園等) 育ちに合わせた保育や園生活を通して社会性、道徳性の芽生えを大切に育んだ(私立幼稚園型認定こども園)
2. 「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくり	③コーディネーター(リーダー保育士)を導入し、園全体での対応力を高める	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーターの役割の理解や活用について市全体で取り組んでいく必要がある コーディネーターを中心に、個別の教育保育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進し、PDCAサイクルにより園全体での対応力を高める 個別の教育保育支援計画に基づく支援の充実を各園で推進 	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーター会議にて様々な障がいや支援方法について学び合ったり、市内保育研修企画を行ったりして市全体で取り組みを進めた(こども施設運営課) 担任と共に保護者と面談し、発達段階や課題、目標などを共有し個別の教育保育支援計画及び個別の指導計画を作成、計画に基づいて支援・指導を行った(市立認定こども園・私立幼保連携型認定こども園等・私立幼稚園型認定こども園) 巡回指導の園内の企画・運営・進行等を行い外部機関との調整を行った(市立認定こども園) 個別の指導計画により家庭と園との支援の方向が明確になりそこにコーディネーターが入ることで保護者の相談窓口にもなった(私立幼保連携型認定こども園等)
	④障がい特性への対応力を高めるため、市関係機関での後方支援を強化する	<ul style="list-style-type: none"> 医療型児童発達支援センターでは小学生保護者からの発達障がい相談が増加傾向にあり、教育機関との連携が必要 地域の中核的な療育支援の役割を担うため医療型児童発達支援センターの人材育成が課題 重層的な相談・支援を進めるための市関係機関の多様な専門職連携 障がいのある乳幼児を早期発見・早期介入し、支援が必要な乳幼児を療育機関へ円滑につなぐため関係機関と連携強化 保育施設等に在籍していない子どもに対してのアプローチ後のフォロー手法の検討 在園児へのフォローとして、保育施設に対して支援方法等の相談に対して助言を行う体制作り 令和4年4月の国通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」を受けて、小中学校における特別支援教育について、就学前施設に丁寧に説明を行い、周知を図る 就学前施設に対して、小学校との接続の大切さや、就学相談の取り組みを発信していく 引き続き、八尾市医療的ケア児支援のための地域連絡会議により関係機関での顔の見える関係づくりを深めるとともに、大阪府が実施する医療的ケア児実態把握調査の結果等を参考に、医療的ケア児の実態を踏まえ、支援のあり方等を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 外来利用児童の相談を管理医師、言語聴覚士が受け実際に小学校を訪問して担当教諭にアドバイスを行った(医療型児童発達支援センター) 乳幼児健診のフォローにて、保健所や医療型児童発達支援センターと連携して早期発見・支援し、関係機関や療育機関へつなげた(健康推進課) 発達検査や親子教室を含め、相談事業を広く実施することで相談件数が増加し、適切な支援機関へつなぐことができた(こども総合支援課) 多職種間連携のもと園訪問を行い、対象児童に対する支援の助言を行った(医療型児童発達支援センター・こども総合支援課) ホームページ上に「八尾市の特別支援教育について」を掲載し、就学前施設やその保護者だけでなく、広く市民に向けても周知を行った(教育センター) 医療型児童発達支援センターの保育所等訪問支援事業で18名の保護者と契約し、支援の方法を施設職員に助言した(医療型児童発達支援センター) 八尾市医療的ケア児支援のための地域連絡会議において、大阪府が実施した医療的ケア児実態把握調査結果のうち、八尾市在住の医療的ケア児の回答を抽出・分析した結果や今後の方向性について、課題を共有した(障がい福祉課) 医療的ケア児を早期から医療型児童発達支援センターと共にアセスメントしていくシステムを構築した。また医療的ケア児の実態把握のための保護者用アンケート様式を整備した(保健予防課)

提言実現の方向性	仕組みづくりのポイント	これまでの方向性・課題等	実績・成果(令和4年度を中心に)
3. 就学前の障がい児へ、総合的に切れ目なく社会資源を提供できる仕組みづくり	⑤個々の就学前の障がい児を中心に置き「切れ目のない支援」の整理・発展を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・こども総合支援センターを核とした関係機関の連携 ・未就園児保護者に対する支援として、気軽に相談機関を利用できるような情報発信 ・保育施設での子育て相談の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・「切れ目のない支援」実現に向け、こども総合支援センターを核とした関係機関の相互連携に向けた検討会議を実施(こども総合支援課) ・地域交流会や施設見学などの際に、児童の発達に不安を抱える保護者の相談にのり、必要に応じて相談機関を紹介した(市立認定こども園) ・児童デイを利用する園児の支援方法を共有した(私立幼保連携型認定こども園等)
	⑥各関係機関の総合的な視点による認定・審査の会議体「調整会議」を導入する	<ul style="list-style-type: none"> ・新規入所申請対象の募集枠が少なく、保護者ニーズに応えにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定枠を超えて、新規入所募集枠を設定できる仕組みになるよう改正を図った(保育・こども園課)
4. 保護者にとってわかりやすく明確な説明や適切なサービス案内ができる仕組みづくり	⑦障がい児の保護者の置かれる状況やニーズに対応し、相談・支援に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に特別支援コーディネーターの存在や役割を周知し、相談できる関係づくりを構築 ・こども総合支援センターを関係機関や市民向けに周知し、相談窓口機能の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前施設に、就学相談についてのポスター・チラシを配付し周知した(教育センター) ・キンダーカウンセラーを配置して、保護者が気軽に相談できるようにし、必要に応じて関係機関の紹介に努めた(私立幼稚園型認定こども園) ・学校教育関係者を配置するなど機能拡充をはかり、こども総合支援センターを令和4年10月に開所し、ホームページや市政だより等への掲載とともに、パンフレットチラシ等を活用し、関係機関へ案内により周知を行った(こども総合支援課)
	⑧障がい児保育の加配段階等を認定審査する際の、サービス決定基準を明確化する	<ul style="list-style-type: none"> ・他市事例を参考にし、利用調整の仕組みを変更する ・ガイドライン策定後には私立園においても医療的ケア児の受け入れを開始するため、ノウハウ等の支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用調整の仕組みの変更に併せて、認定審査する際のサービス決定基準も整理する(保育・こども園課) ・モデル園にて医療的ケア児の受入れ実施が始まることから、医療型児童発達支援センターとの連携を強化し、相談体制を構築する(保育・こども園課)
	⑨審査結果を元に、適切なサービス案内ができる申請窓口とする	<ul style="list-style-type: none"> ・入所申請段階以前の相談機能を充実させ、児童にとって適切な施設へつなげられるようにする ・進路先の相談や案内を丁寧に行い、保護者が納得して選択できるように努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターの乳幼児健診やこども総合支援センターの子育て相談等の機能により早期発見・早期相談につなげ、保護者とともに入所にむけて共に進路を考える伴走型支援に努めている(健康推進課・こども総合支援課・保育・こども園課)
5. インクルーシブ(育ちあう)保育実践を創り出すことができる仕組みづくり	⑩障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう実践を創り出す意義を共有する	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育・保育ゼミ」では、参加者が自園での実践に活かせる内容の企画を検討。参加者は得た学びを自園に発信する ・障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう保育実践を市全体に広げていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育・保育ゼミ」では、事例を用いたグループワークや特別支援教育・保育園内研究会を実施し、教育・保育実践につなげられるように啓発した(教育センター) ・「特別支援教育・保育ゼミ」で学んだことを自園職員間で共有し、日々の保育に活かしている(市立認定こども園) ・特別支援教育・保育園内研究会で、指導案や当日の保育観察を通してインクルーシブな保育実践を学び合った(教育センター)
	⑪ノウハウや実践を継承でき、公民共通でスキルアップできる研修制度をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・医療型児童発達支援センターは特別支援教育関連研修のサポートや施設見学受入れを継続し、各園の対応力向上の支援に努める ・巡回指導については、年複数回実施できるように働きかけるとともに、他の相談機関を紹介するなど他機関との連携を図る ・公立、私立のニーズに応じた研修内容、講師、オンラインの活用、実施場所等を検討し効果的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前施設職員対象に、作業療法士・言語聴覚士の研修を実施した(医療型児童発達支援センター) ・特別支援教育・保育ゼミメンバーの施設見学を受け入れた。受け入れるにあたり、職員も計画を立てることで、保育の見直しができスキルアップに繋がった(医療型児童発達支援センター) ・専門家による巡回指導を年1回実施した。専門家より「昨年度よりも先生たちのかかわり方が変わった。助言が活かされていると感じる」との意見もあった(教育センター) ・幼児教育研修の「特別支援教育・保育」に関する内容の研修を2本、「特別支援教育・保育ゼミ」の研修を2本、市内中央の会場にて実施した。また、学校研修のコーディネーター研修や特別支援教育に関する研修についても就学前施設へ案内した(教育センター) ・市立こども園でのコーディネーター研修を参考に私立保育園連盟において定期的にコーディネーター研修を実施する仕組みを作り、学び合う場とした(私立幼保連携型認定こども園等)